

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊秋田駐屯地
第383会計隊長 木暮 学

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6N1F1E000020		6GGL1D00001 0001								
品名 または 件名										
ビーフン ほか170件										
部品番号 または 規格										
109										
使 用 器 材 名										
予定数量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
3.00	KG									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
秋田										
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
秋田駐業補給科糧食班				令和8年4月1日（水）～令和8年4月28日（火）						

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

基本契約条項：糧食品売買契約条項
特約条項：談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項
単価契約に関する特約条項

東北方面会計隊入札情報（HP）<http://www.mod.go.jp/gsdf/neae/neahq/koukoku/finindex.htm>

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年3月18日（水）9時30分 隊員食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

（1）競争入札参加資格

- ア 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- イ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- ウ 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- エ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- オ 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。
- カ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- キ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- ク 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- ケ 上記キの「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(ア) 資本関係がある場合

次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a については子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 3 号及び会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 3 条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、a について子会社の一方が会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 2 条第 7 項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 2 条第 4 号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

a 親会社(会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の a 又は b に該当する二者の場合。ただし、a については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 6 条第 1 項又は民事再生法第 6 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社より落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど (ア) 又は (イ) に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 入札の日時及び場所

ア 日 時 令和 8 年 3 月 18 日(水) 09 時 30 分

イ 場 所 陸上自衛隊秋田駐屯地 隊員食堂

ウ 郵便入札期限郵便等により入札書を提出する場合は、事前に分任契約担当官の承認を受けるものとし、入札書を封筒に入れて封入口及び継目に捺印し、その封筒の表に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「〇月〇日〇時〇分開札(件名・入札書在中)」と朱書して、更にそれを二重封筒とし、入札日前日(前日が行政機関が定める休日の場合は、その前日)の 17 時 00 分までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。また、送付した旨を契約担当者まで通知するとともに、到着の有無を応札者の責において確認するものとする。

エ 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札は次のとおり。

(ア) 再度入札日時場所: 令和 8 年 3 月 24 日(火) 09 時 30 分 陸上自衛隊秋田駐屯地 隊員食堂

(イ) 再度郵便入札期限: 再度入札日前日の 17 時 00 分まで本官の手元に届いたものに限り有効とする。

(3) 落札決定方法

ア 単価契約 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10(軽減税率対象品目については 100 分の 8)に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100(軽減税率対象品目については 108 分の 100)に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 予定価格の範囲内で、最低の入札金額をもって申し込みした者を契約の相手方とする。ただし、見本提出を条件とする品目については、見本品合格した品目の最低入札単価申込者を契約の相手方とする。

ウ 落札となるべき入札をした者が 2 社以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。くじを引かない場合は、入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

(4) 保証金に関する事項

ア 入札保証金: 免除とする。ただし落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続をしない場合には、入札金額(入札単価×予定数量)に消費税相当額を加算した額の 5/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。

イ 契約保証金: 免除とする。ただし契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の 10/100 に相当する金額以上を違約金として徴収する。

ウ 遅延賠償: 遅滞部分 1 日につき、契約金額の 1/1000 に相当する金額以上を徴収する。

(5) 入札の無効

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

イ 代理人の資格のない者の行った入札(代理人による入札の場合、入札前に委任状を提出)

ウ 入札金額、入札者氏名及び押印された印影が判別しがたい場合

エ 上記(2)ウで示した時間までに到着しなかった郵便による入札

オ 入札者等の誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

カ その他、入札に関する条件に違反した入札

(6) 契約書作成の要否

ア 落札者は、落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成提出する。但し、契約金額(単価×予定数量)が 100 万円以上の場合は請書、250 万円を超えた場合は契約書を提出する。

イ 契約成立の時期は、契約書に双方が記名押印した時とする。なお、契約書の作成を省略した場合は、落札を決定した時とする。

(7) 契約条件の概要

- ア 契約者は国側の承認を得ないで本契約の権利、義務を第三者に譲渡を認めない。また、一括下請けさせること、担保に供することも認めない。
- イ 受け渡し完了までの(検査受領以前)危険負担、一切の損害は契約者の責任とする。
- ウ 納入に関しては、糧食標準規格表の総則に示してある事項を遵守すること。
- エ 当該契約物品の発注は、納入予定表をもってかえるものとする。但し、数量に変更がある場合は納入日の前々日の午後1時まで電話等で通知するものとする。

(8) 見本品の提出

- ア 別紙の調達品目番号に○印の付してある品目については、糧食班に見本品を期限までに提出すること。
 - イ 見本品の提出のない品目については、入札は無効とする。
- 見本品提出期限： 令和8年3月11日(水) 11時00分

(9) 入札書の記載

- ア 金額の訂正及び修正液の使用は無効とする。
- イ 入札書を提出する場合、次の誓約事項に同意のうえ、入札書に記載する。
 - (ア) 当社(私(個人の場合))は、当団体(団体の場合))は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。
 - (イ) 上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

(10) その他

- ア 電報・電話による入札は認めない。
- イ 入札日時に遅れた者の入札は認めない。
- ウ 入札参加者は、資格審査結果通知書の写しを入札前に提出すること。
- エ 代表権のない者の入札は無効になるので、代理人による入札の場合は、入札前に委任状を提出すること。
- オ 同等品で入札する際、事前承認が必要となるので、申請する方は令和8年3月6日(金)11時00分までに承認申請書及び見本品を提出すること。
- カ その他入札及び契約事項に関する問い合わせ先
 - 〒011-8611 秋田市寺内字將軍野1
 - 陸上自衛隊秋田駐屯地 第383会計隊 契約班 尾崎

TEL 018-845-0125 内線 348
FAX 018-845-0294 内線 349